令和７年度第２回　大田区障がい者差別解消支援地域協議会

日　時：令和８年１月30日（金）　13時30分から15時30分まで

出席者：赤羽委員、阿出川委員、石渡委員、燕昇司委員、大島委員、神作委員、
川﨑委員、閑製委員、近藤委員、杉山委員、鈴木委員、染川委員、染谷委員、
竹内（千代江）委員、竹内（博美）委員、田中委員、橋本委員、宮澤委員、
宮田委員、吉田委員（書面参加者を含む 五十音順）

１　開会

（１）石渡会長　挨拶

（２）福祉部長　挨拶

（３）事務連絡（配布資料等確認）

２　議題

（１）大田区に寄せられた相談について（令和７年度上半期分）…資料１
事務局から説明

宮田委員：

相談事例を全部読んで、障害者差別解消法がやはり周知されていない、合理的配慮の義務化が認知されていても、実際の場面で活用されていないと感じた。

資料１の№９の相談内容について、ボーイスカウトは青少年の健全な育成を目指す活動であるということが本来の目的であるのに、障がいを理由に排除するような発言に違和感がある。

教育の場面では、インクルーシブ（障がいのある子ない子も一緒に）が進んでいる中でこのようなことがあったことは、お子さんもすごく傷ついたと思うし、親の立場を思うと心が痛んだ。お母さんが区に相談をしたことは、本当に勇気のいることだと思う。事業者も少しずつでも障がいのある方を取り入れていってほしい。そして、障がいのある方と一緒に寄り添ってやっていくことが必要ということを私たち関係

団体含め周知していかなければいけない。

事務局：

ボーイスカウトの活動理念や障害者差別解消法の趣旨も踏まえて、東京連盟に話し改善を依頼したが、指導できる立場にはないとの回答であり、受け入れ可能なほかの団を紹介された。最終的にはボーイスカウトの課題と認識していただいたところもあり、お母さんの心情も少し和らいだと思ってはいるが、障害福祉課も釈然としないと感じた。

杉山委員：

№９の事例の当事者の子も楽しみにしていたのに、上の人から「駄目だ」と言われてできなくなってしまい、悲しい思いをしたというのがすごく感じられた。自分も経験があったが、障がいがあると言うと、教え方が厳しくなる方も結構多い。自分は最終的には辞めてしまったが、長く続けられる方法があれば知りたい。

大島委員：

杉山委員のご指摘は重要であり、障がいを理由に厳しくしたり辞めさせたりすることは、許されないことだと思う。

質問だが、ボーイスカウトは日本連盟、東京連盟、団とあるが、関係性がよく分からなかった。団が事業者に当たるのであれば、区として指導すべきは団がいいと思った。

石渡会長：

特定の目的に向かって複数の人が行動するところであれば事業者であるという認識。

宮田委員：

営利・非営利法人は問われないため、会社、交通機関のほかにも、ボランティア団体など社会活動もすべて事業者であると思う。

大島委員：

上部団体（東京連盟）に連絡を取ること自体はいいと思うが、東京連盟は、団のこ

とは団に任せているということなら、お任せするという話しではなくて東京連盟に指導する。という話しで終わらせて良かったのではと思った。ご本人が団には連絡しないでほしいかつ、東京連盟は対象となる事業者ではないという判断なのであれば仕方がないと思うが、整理したうえで終えた方がいいのではないかと思った。

障害福祉課長：

東京連盟とは何回かお話しをさせていただいて、お母さんも東京連盟と直接お話しをして、最終的にはボーイスカウトの活動を辞められてしまったという非常に残念な結果ではあった。ボーイスカウトの中で今回の件が課題であると認識してもらったところが落としどころになったというのが顛末である。

大島委員：

お母さんからは、今後同じように障がいのあることによって活動に参加できないことになってほしくないという要望もあったので、お子さんがボーイスカウトに復団できなかったのは仕方がないと思うが、このことが問題なんだということは強くお伝えすることが大事だと思った。

杉山委員：

今の子どもたちは、色々な習いごとをする。障がいのある子がやりたい習いごとが出来なかったときに、一生やりたいことができないと思ってしまうと思うとかわいそうである。このようなことがあったときに、どのようにすればやりたいことができるのか。

障害福祉課長：

障害福祉課としては、障害者差別解消法の趣旨を啓発していくところから始まると思う。相談があった際は、相談者の要望とお気持ちを確認して、適切な対応をしていく。

橋本委員：

過去の話しだが、知的障がいと身体障がいのある息子がスイミングスクールに通っていたときに、幼いクラスで親が付き添うという条件で受け入れてもらったことがある。何年か続けたが、子どもの様子を見ていて続けることが難しいと思い退会した

が、そのときは、差別されているという感覚はなく息子も楽しく過ごしていると思っていた。

今回の相談者と自分の感じ方で、なにがこんなに違ったのだろうと考えていた。障害者と健常者がすべての活動を同じようにすることは難しい。しかし、一緒にできることを提示していただいたり、認めていただいている実感があれば、ここまでの相談にはならなかったのではないかと思った。今後はそのような対応を考えてほしいということは言っていただいてもよかったのかなと思った。

石渡会長：

事業所としての責任があるので、団によって違うというのは納得できない。

また、委員の意見を聞いていて、相談する方がどう感じたのかは個々によって異なるため、組織への対応と、当事者への対応では視点が違ってくるのではないかと思った。

障害福祉課長：

相談の相手先がサービスを提供する事業所であれば、ご指摘した際に具体的な配慮や改善策などのお話しにつながりやすいが、そうではない事案も多い。今回のボーイスカウトの事案も、元々の団をどう改め、受け入れるかではなく、受け入れ可能な団を紹介するという話しに展開され、課題として認識していただいたところが落としどころだった点は、障害福祉課としても不全感があった。

営利企業でない場合、提供しているものを見直していただくというところまで話しを持っていく難しさがあると感じている。

鈴木（英明）委員：

この事例は、社会の認知に問題があると思う。障がい者差別以前に、障がいがある人もない人もみんな楽しく、子どもが笑顔でいれる社会を当たり前にしないといけない。それぞれの立場で、社会の課題として認識して考えていかなくてはならない。

また、№２の事例について、学校運営協議会の責任者をやっているが、まさにこの事例について対応した。学校側はこどもたちを守らなければいけない。障がいがあるということが分からなければ、誤解が発生することはあると思う。当事者の方が故意に行動したのではなくても、不審に見える行動をしていたということで、マニュアルに沿った対応をしたことに問題はないと思う。ヘルプカードがあれば外見から認識できるが、なにもないと知的障がい等は分かりづらく誤解されやすい。誤解があったと

きに、話し合って理解し合える環境が必要だと思う。

閑製委員：

知的障がいのある方は、変わった行動や歩き方をする方もいるため、不審者だと誤解されることもある。手をつなぐ育成会の心のバリアフリーすすめ隊では、知的障がいを理解していただく活動をしている。

相談の相手先である中学校の校長先生の対応は、生徒を守るうえで迅速な対応を求められていると思うが、犯人だと特定するまでもう少し手順を踏んでもよかったのではないかと思った。また、この学校に出向き、私たちの活動を実施させていただきたいと思った。

知的障がいのある方は、差別されても本人が感じていない、感じるのが難しい障がいなので親としても、障害者差別解消法があって相談につながっているのは、認知度が少し上がってきたと感じた。

一方でほかの相談を見ると、合理的配慮がなされれば問題なかったと思うので、周知をしていかなければならないと感じた。

合理的配慮は、一人ひとり違うもので、とても難しい概念である。事業者が合理的配慮をしていると思っていても、実際に利用する障がいの方には当てはまらない場合もある。その差を少しずつでも埋めていければ、差別がない世の中になると思う。

障害福祉課長：

№２の事例について、学校側が不審者マニュアルに沿って対応したことは必要なことだと思うが、過去に~~学校~~の生徒から本人に対して、不適切な行動があったという家族からのお話しもあり、これを機会に啓発活動を通して障がい理解に展開できればよかったという思いがある。この事例は、各所属に相談実績の報告を依頼した際にあがってきた事例であり、すでに相談者の方も納得しており解決済みであるという報告であったため、障害福祉課が関わることはできておらず、学校側から相談者に対する謝罪で終了していることは非常に残念であった。

神作委員：

似たようなケースで、場面緘黙という障がいのある方が、小学校に侵入してしまう出来事があった。学校側が声をかけた際、その場で話すことが難しく、不法侵入とみなされかねない状況だったが、学校側はすぐに警察を呼ぶのでなく、障がいがあ

る可能性を配慮してコミュニケーションを取った。紙に「サポートセンター」と書いたことで、障がい者総合サポートセンターに連絡を取り、職員が現場に向かい対応に当ることができた。障がいを理解し対応してくださる学校もある。

学校の校長先生や事業所の代表者等の上部の方が、どのような価値観や理解を持って対応するかによって異なってくるのではないかと思った。

この事例の問題は、間違った判断をしてしまったときに謝らなかったことだと思っている。謝らなかった前提に、不審な行動をしていたのだからしょうがないという気持ちがあったのかと思うと、とても根が深いお話しだと思った。

上部の方への障がい理解を深めていくために、支援者という立場でどのように取り組んでいけるかと考えさせられた。

近藤委員：

本日の事例を全部読むと、場面ごとに、ちょっとした気づきがあるかや、障がいのある方の受け止め方を理解しているかが、このような相談につながるかの分かれ道になっているように感じた。大事なことは周知・啓発になると思うが、受け手が我が事として受け入れていないと、一方通行の取組みになってしまっては社会を変えていくことは難しい。色々な取組をやられているが、そこがまだ足りていないように思う。

No. ９の事例では、こどもの思いを実現させてあげたいという気持ちで取り組んでもらいたいなと思った。

大島委員：

No. ２の事例について、この人が犯人なのではないかと特定する方法が妥当であったかというところが一番重要だと思う。警察であっても誤認逮捕はある。特定方法が誤っていなければ仕方がないと思うが、。障がいの特性が不審事由にあたるという考え方であれば差別である。障がい者差別が根底にあったのかを突き詰めた方がいいと思った。障がいの特性を不審事由とすることを認めさせてはいけないと思う。

鈴木（英明）委員：

知的に障がいのある方は、障がい者であるということは見た目では分からず、不審者と思われてしまう。不審な行動をしていたために、警察対応となること自体は問題ではなく、当たり前のことだと思う。今回の事例では、障がい者差別が根底にあったわけではない。

大島委員：

本人はなにもしていなかったのに犯人扱いされたと認識していた。本人が実際になにかをしていたのであれば仕方ないと思う。

福祉部長：

障がいのあるなしに関わらず、不審な行動があった場合に確認すること自体は間違った対応ではないと思う。その際、断定していると受け取られないための聞き方や、必要な確認であったことを理解していただくための説明など、犯人ではないことがわかった後の接遇の基本的なところでは配慮の余地があったかも知れないと感じた。

また、障がいの特性への理解が足りなかったのであれば、行政が一層の周知・啓発をすることも必要だと思った。

石渡会長：

行政や関係団体など、周知に努めているが、周知しなくても区民が理解していることが当たり前の社会になることが大事だと思った。受け入れられないことが誤解を生んで差別にもつながってしまっているようにも思った。

以前、知的障がいの方が働いている職場に、バスに乗車して同行した際、その方は大声で話し続けていたが、ほかの乗客の方は気にしている様子がなかった。このように障がいのある人が地域で当たり前に暮らしていて、障がいの特性で取っている行動であることを理解していく社会をどう作っていくかが大事だと思った。

また、神作委員がおしゃっていた組織の管理者にどう理解してもらうかについては、行政や協議会できちんと考えて対応しないといけないのかなと思った。

（1）令和７年度の障がい理解に関する主な取組み等について…資料２

事務局から説明

竹内（博美）委員：

学生たちを取り込んで社会連携学習を進め、学生から様々な提案を受けて区も実現していこうという取組みは特にすばらしいと思った。相乗効果で、障がい者雇用促進、雇用理解も進んでいくんだろうと感じた。

さらに若者と団体の代表や社長などが一緒になって取り組めるイベントや障がい理解の啓発活動ができたらよいと感じた。

障害福祉課長：

今年度は、東京工科大学との連携のほか、十文字学園女子大学の学生にご協力をいただき、手話歌の動画を撮影させていただいたりした。このような経験を今後様々な障がいの理解啓発に役立てていきたい。

また、東京工科大学の学生から、大田区福祉部の PR キャラクター「おもんぱかーる」を提案していただいている。このキャラクターをどう展開していくかは今後検討していく。まずは若者の目に留まるような障がい理解の啓発ポスターを作成したい。

事務局：

令和８年１月28日（水）に、東京工科大学に出向き、学生の最終成果発表を聞いた。学生たちはいずれも障がいに対する知識がなかったが、活動を通じて障がいについての理解を深め、障がいを持つ人々と自分たちは、得意な分野が違うだけだという結論に至っていた。

また、東京工科大学の学園祭（蒲田祭）で、ボッチャのブースを出展し、特別ルール（重りを付ける、目隠しをする、片足で立つなど）を設定して健常者が障がい体験をできる工夫を取り入れた。この取組は、今度も継続していただきたいと思っている。

神作委員：

学生たちが障がい者総合サポートセンターを訪問してくださったので、「障がいってなんだろう」というお話しを少しさせていただいた。障がいの特徴というよりも、社会が障がいの状態を作り出しているところがないかという観点が一番伝わればいいなと思ってお話しした。

この発表の内容は興味があり、教えていただきたいと思っていた。

染谷委員：

田園調布に音の出る信号機が設置されたが、申請から５年経ってからの設置だった。どうして５年も時間がかかったのかお聞きしたい。

障害福祉課長：

本日お話しできる情報は持っていない。

燕昇司委員：

様々な周知活動に取り組んでいると思うが、これからを担う若い世代（小学生や中学生）の方への周知に力を入れていただきたい。現在行っている取組みは若い世代向けなのか、学校で活用できる仕組みはあるのかなどお聞きしたい。

学務課長：

児童・生徒向けに障がい理解の教育をしっかりやっていくことは重要であると思っている。個別具体的にどういうことができるかは学校との調整にもなってくるので、教育委員会内でも情報共有し、話し合ってみたいと思う。

閑製委員：

育成会では、福祉管理課と連携し、障がい理解を深めるための授業を小学校・中学校で実施している。知的障がいについて分かりやすくお伝えしたり、具体的な場面での対応方法を考える機会を提供したりしている。授業の最後には、生徒たちが学んだ内容を振り返り、自分の経験や関わり方を考えるきっかけにしている。

燕昇司委員：

キャラクターも作っていると思うが、生徒たちがキャラクターから興味を持って、啓発活動していくという狙いなのか。

また、授業は道徳の時間にやっているのか。

障害福祉課長：

キャラクターは東京工科大学の学生たちにいいものを作っていただいたと思っているが、どう活用していくかは今後検討していく。

学校での授業は、総合学習の時間に実施している。閑製委員からご報告していただいた活動のほかに、特定非営利活動法人　大身連でも授業を実施していただいているので、宮澤委員からもご報告いただきたいと思うがいかがか。

宮澤委員：

大身連では、昨年度32校で実施し、今年度は35校実施する予定である。

授業では、車いすや白状体験、アイマスクをして歩いてもらうようなことをしている。また、ＵＤの実践講座も開催しているが、こどもに限らず大人も車いすを触っ

たことがない方や、アイマスクをしてヘルパーさんが付いても歩けない方もいる。今年も引き続き実施していきたいと思う。

杉山委員：
自分は学校での活動は経験がないが、自身の経験や、使えるサービスなどの説明を行ったことはある。知り合いから悩みごとを相談されたときは、自身の経験などを踏まえて答えている。

赤羽委員：
地域貢献として、私たちの法人では、フードバンクとの協力や、施設の貸出しなど、地域に根ざした活動を行っている。また、社会福祉法人の役割や障がい者理解の推進にも取組み、特性を知ることの重要性も感じている。ただし障がいの特性に焦点を当てすぎることで、カテゴライズにつながる恐れもあるため、個々の好きなことや心を動かすもの、その人自身の人生を尊重しながら社会とのつながりを築くことが大切だと考えている。このような試行錯誤を通じて、すこしでも差別のない社会をめざし、今後も支援を続けていきたいと思う。

宮田委員：
以前、知的障がいのある子どもを持つ親御さんから、「重症心身障がいなら外見で障がいが分かる分、周囲が親切にしてくれるが、知的障がいは奇異な目で見られることがある」という話しを聞いたことがある。
また、重症心身障がいの方は体調や状況の制約から外出が難しく、社会との接点が限られている一方、公園などではこどもたちが偏見なく声をかけてくれる場面もあった。その気持ちをみんなにも持ってほしいと思う。
社会全体が障がいを理解し受け入れるには、障がいを持つこどもの親としても努力が必要だと感じている。特に、障がいのある方との関わりがない人には関心を持ってもらえないことが多く、親としてこどもの特性について理解を促す取組みが重要だと思っている。育成会などの活動も参考にしながら、重症心身障がいのあるこどもたちやその家族が社会にもう少し溶け込める環境づくりを目指していきたいという思いを改めて認識した。

石渡会長：

難病の方も含め、外見で分かりにくい障がいの方たちが誤解を受けやすいというところをどうするかというのは、よくお聞きする。ヘルプマークができたことで、付けている人は気遣いなどが必要なんだなという認識が徹底してきていると思う。

大島委員：

資料１の事例について、補足したい。

№１の今回の事故は、捜査を交番で行う必然性はなく、緊急性のない任意捜査だと思う。その場合において、コミュニケーションを円滑にさせないという警察の対応は非常に問題があると思うので、聴覚障がいの方に配慮をしなくてもいいという理由はどこにあったのかもっと突き詰めてもいいのかなと思った。対応した警察官が「聴覚障がいの方に慣れていなかったのでそこは分かってほしい」というのは、「刑法を知らないので犯罪だと分かりません」と言っているのと同じで、受け入れてはいけないと思った。

№９の事例については、ボーイスカウトへの参加を希望したこどもと親御さんが、区や団体に相談したものの望んでいた対応は得られず、結果として、今後色々なことを諦めてしまう可能性があるかもしれない。このような事例を通じて、区や関係者は「あなたたちの味方ですよ」という姿勢や真摯な対応を見せ続けてほしい。

障害福祉課長：

どちらの事例も、行政としてできる範囲の中での伝え方の難しさを感じながら、粘り強くお話しをさせていただいた事例であるが、最終的な落としどころについては不全感があった。№１の事例については、同じような事例が起こった際は、少しでも進んだ対応をしていただけるよう、情報提供もしながら今後なにかあったらどういう対応をしていけばよいか確認しながらお話しさせていただいた。

大島委員からエールをいただいたと理解した。今後も引き続き、相談者と真摯に向き合って対応していきたいと思う。

３　閉会